

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

事業者名： _____

受験者名： _____

【注意事項】

1. 試験時間は、50分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室ください。

※携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

北海道運輸局

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。

【 】

2. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。

【 】

3. 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

【 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。

【 】

5. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。

【 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は18時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は1週間につき2回が限度である。

【 】

7. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。

【 】

8. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。

【 】

9. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

【 】

10. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。

【 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

【 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。

【 】

13. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

【 】

14. 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときには、被相続人の死亡後60日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

【 】

15. 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。

【 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

16. 旅客自動車運送事業者は、()の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

[ア. 経営の責任者 イ. 事業の責任者 ウ. 運行の責任者]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から()年を経過していない者に対しては、国土交通大臣は一般貸切旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

[ア. 1 イ. 2 ウ. 3 エ. 4 オ. 5]

18. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。)により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び()について報告を求めなければならない。

[ア. 運賃収入 イ. 運行状況 ウ. 健康状態]

19. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後100日以内に()を行政庁に提出する義務がある。

[ア. 輸送実績報告書 イ. 事業報告書 ウ. 事故報告書]

20. 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して()、弁明しなければならない。

[ア. 誠実に イ. 時間を定めて ウ. 遅滞なく]

21. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年()までに届け出るものとする。

[ア. 三月三十一日 イ. 五月三十一日 ウ. 七月三十一日]

22. 「旅客自動車運送事業」とは、()に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

[ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要]

23. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び()を図ることを目的とする。

[ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便]

24. 旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する事故の記録、旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第一項の規定による()の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、()第一項の規定による()の求め又は同条第四項の規定による()を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

ア. 指導監督 イ. 報告 ウ. 道路運送車両法第六十三条 エ. 教育 オ. 乗務
カ. 旅客自動車運送事業報告規則第二条 キ. 通達 ク. 立入検査 ケ. 告示
コ. 適性診断 サ. 変更 シ. 聴聞 ス. 旅客自動車運送事業運輸規則
セ. 道路運送法第九十四条 ソ. 巡回

25. 旅客自動車運送事業者の運転者に関する要件は、次のとおりとする。

・()歳以上であること。
・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して()以上であること。
・運転する事業用自動車の種類に係る()に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。

ア. 一九 イ. 二十 ウ. 二十一 エ. 二十二 オ. 二十三 カ. 二十五
キ. 一ヶ月 ク. 三ヶ月 ケ. 六ヶ月 コ. 九ヶ月 サ. 一年 シ. 三年
ス. 五年 セ. 道路交通法 ソ. 道路運送法 タ. 旅客自動車運送事業運輸規則
チ. 道路運送車両法

26. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

自動車の使用者は、自動車の()、運行時の状態等から判断した()に国土交通省令で定める技術上の基準により、()、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員のサービス テ. 継続 ト. 技術の向上

27. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が()で定めるところにより、主として運行する路線又は()の状態及びこれに対処することができる()並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において()保存しなければならない。

ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車 キ. 教育
ク. 告示 ケ. 五年間 コ. 運転技術 サ. 省令 シ. 報告 ス. 一年間
セ. 記録 ソ. 届出 タ. 営業区域 チ. 運転者

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、記号を()に記入してください。

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び()の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の()に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。

29. 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ()に運輸を遂行するように努めなければならない。

30. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の()の確保のために遵守すべき事項及び()についての規律を定めなければならない。

※問28～問30 共通選択肢

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員のサービス テ. 継続 ト. 技術の向上

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令知識について(回答)

・次の文章において、内容が正しいものには【 】内に○印を、内容が間違っているものには【 】に×印を記載しなさい。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第16条)

【 ○ 】

2. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、事故の概要等を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において1年間保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)

【 × 】

3. 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。(道路運送法第12条)

【 ○ 】

4. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに運行管理者資格者証を有する者の中から運行管理者を選任しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9)

【 ○ 】

5. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。(自動車事故報告規則第4条)

【 × 】

6. 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の1日の拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は18時間とすること。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は1週間につき2回が限度である。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項)

【 × 】

7. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために旅客の運送を継続すること等適切な処置をしなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第18条)

【 ○ 】

8. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保存しなければならない。(道路運送法第27条1項、運輸規則第37条第2項)

【 ○ 】

9. 一般旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)

【 ○ 】

10. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。(道路運送法第23条の5)

【 ○ 】

11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

【 × 】

12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任しなければならない。(道路運送法第22条の2)

【 ○ 】

13. 旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第21条)

【 ○ 】

14. 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合、相続人が被相続人の経営していた一般旅客自動車運送事業を引き続き経営しようとするときには、被相続人の死亡後60日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第37条)

【 ○ 】

15. 旅客自動車運送事業者は、乗務しようとする運転者に対して原則、対面による点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならないが、営業所において乗務を開始または終了する場合であって、早朝・深夜等営業所に運行管理者が不在となる場合については、電話による点呼でも差し支えない。(旅客自動車運送事業運輸規則第24条、運輸規則の解釈及び運用)

【 × 】

・以下の各設問の()内に、正しいと思う語句を[]から選択し、()に記入してください。

16. 旅客自動車運送事業者は、(**ア: 経営の責任者**)の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2)

[ア. 経営の責任者 イ. 事業の責任者 ウ. 運行の責任者]

17. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者が旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から(**オ: 5**)年を経過していない者に対しては、国土交通大臣は一般貸切旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。(道路運送法第7条)

[ア. 1 イ. 2 ウ. 3 エ. 4 オ. 5]

18. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し対面(運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。)により点呼を行い、当該事業用自動車、道路及び(**イ: 運行状況**)について報告を求めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第24条)

[ア. 運賃収入 イ. 運行状況 ウ. 健康状態]

19. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後100日以内に(**イ: 事業報告書**)を行政庁に提出する義務がある。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)

[ア. 輸送実績報告書 イ. 事業報告書 ウ. 事故報告書]

20. 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して(**ウ: 遅滞なく**)、弁明しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第3条)

[ア. 誠実に イ. 時間を定めて ウ. 遅滞なく]

21. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年(**ウ: 七月三十一日**)までに届け出るものとする。(旅客自動車運送事業施行規則第66条2項)

[ア. 三月三十一日 イ. 五月三十一日 ウ. 七月三十一日]

22. 「旅客自動車運送事業」とは、(**ウ: 他人の需要**)に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。(道路運送法第2条)

[ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要]

23. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び(**ウ: 旅客の利便**)を図ることを目的とする。(旅客自動車運送事業運輸規則第1条)

[ア. 事業者の利便 イ. 従業員の利便 ウ. 旅客の利便]

24. 旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条の二に規定する事故の記録、旅客自動車運送事業運輸規則第三十八条第一項の規定による(ア: 指導監督)の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、(セ: 道路運送法第九十四条)第一項の規定による(イ: 報告)の求め又は同条第四項の規定による(ク: 立入検査)を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第69条)

- ア. 指導監督 イ. 報告 ウ. 道路運送車両法第六十三条 エ. 教育 オ. 乗務
カ. 旅客自動車運送事業報告規則第二条 キ. 通達 ク. 立入検査 ケ. 告示
コ. 適性診断 サ. 変更 シ. 聴聞 ス. 旅客自動車運送事業運輸規則
セ. 道路運送法第九十四条 ソ. 巡回

25. 旅客自動車運送事業者の運転者に関する要件は、次のとおりとする。

- ・(ウ: 二十一)歳以上であること。
- ・普通自動車、四輪の小型自動車、三輪の自動車又はけん引自動車である大型特殊自動車の運転の経験の期間が通算して(シ: 三年)以上であること。
- ・運転する事業用自動車の種類に係る(セ: 道路交通法)に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていないこと。(道路運送法第25条、旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令)

- ア. 一九 イ. 二十 ウ. 二十一 エ. 二十二 オ. 二十三 カ. 二十五
キ. 一ヶ月 ク. 三ヶ月 ケ. 六ヶ月 コ. 九ヶ月 サ. 一年 シ. 三年
ス. 五年 セ. 道路交通法 ソ. 道路運送法 タ. 旅客自動車運送事業運輸規則
チ. 道路運送車両法

26. 次の法令の空欄にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を入れて下さい。

自動車の使用者は、自動車の(チ: 走行距離)、運行時の状態等から判断した(オ: 適切な時期)に国土交通省令で定める技術上の基準により、(ク: 灯火装置の点灯)、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。(道路運送車両法第47条の2)

- ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員のサービス テ. 継続 ト. 技術の向上

27. 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が(ク: 告示)で定めるところにより、主として運行する路線又は(タ: 営業区域)の状態及びこれに対処することができる(コ: 運転技術)並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において(ア: 三年間)保存しなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第38条)

- ア. 三年間 イ. 通達 ウ. 経路 エ. 法 オ. 申請 カ. 自動車 キ. 教育
ク. 告示 ケ. 五年間 コ. 運転技術 サ. 省令 シ. 報告 ス. 一年間
セ. 記録 ソ. 届出 タ. 営業区域 チ. 運転者

28. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び(ケ: 交通)の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の(サ: 状態)に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。(旅客自動車運送事業運輸規則第28条)
29. 旅客自動車運送事業者は、安全、確実かつ(ス: 迅速)に運輸を遂行するように努めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第2条)
30. 旅客自動車運送事業者は、乗務員が事業用自動車の(ア: 運行の安全)の確保のために遵守すべき事項及び(ツ: 乗務員の服務)についての規律を定めなければならない。(旅客自動車運送事業運輸規則第41条)

ア. 運行の安全 イ. 乗降装置 ウ. 天候 エ. 定期日 オ. 適切な時期
カ. 地点 キ. 幅員 ク. 灯火装置の点灯 ケ. 交通 コ. 点検 サ. 状態
シ. 異音 ス. 迅速 セ. 事故 ソ. 登録基準 タ. 丁寧 チ. 走行距離
ツ. 乗務員の服務 テ. 継続 ト. 技術の向上